

2 要介護認定について

(1) 要介護認定モデル事業（第二次）について

要介護認定モデル事業（第二次）（以下「第二次モデル事業」という）については（別紙1）「要介護認定モデル事業（第二次）について（概要）（案）」のとおり実施する予定である。

第二次モデル事業の具体的な実施手順は以下のとおり。

- ① 11月のうち連続する1週間内において要介護認定等の申請があった者の一部に対し、第二次モデル事業について説明を行い同意を得る。
- ② 同意を得られた申請者に対し、現行の認定調査票に追加項目用の調査票を用いて認定調査を行う。
- ③ 主治医意見書の新たな様式（改定案）を用いて主治医に記載依頼する。
- ④ 第二次モデル事業用ソフトを用いて一次判定を実施し、介護認定審査会資料を作成する。
- ⑤ 介護認定審査会資料、主治医意見書等を用いて現行の二次判定の過程まで実施する。（非該当、要支援、要介護1～5：ここまでの結果が現行制度上有効な審査判定（有効期間・審査会意見を含む）→⑥以降が第二次モデル事業のみの審査判定過程）
- ⑥ ⑤までの現行の二次判定の過程（介護の手間に係る審査判定）において「要介護1」と判定された事例について、試行的に「改善可能性に係る審査判定」を実施する。（要支援2、要介護1の区分）
- ⑦ 審査判定結果を第二次モデル事業用ソフトに入力し、その結果について厚生労働省へ報告送信を行う。

要介護認定モデル事業の動作環境整備に係る経費については、平成17年7月20日付け事務連絡にて調査を行っているところであるが、第二次モデル事業の実施と併行して、平成17年度中に新たな認定支援ネットワークシステムの環境整備を行われたい。

なお、第二次モデル事業は全市町村で実施いただく予定であるが、第二次モデル事業実施期間中又は期間後に合併を予定している市町村においては、できる限り第二次モデル事業を実施していただくようお願いします。期間中又は期間後に合併を予定している市町村において、第二次モデル事業を実施することが困難な市町村がある場合は、合併後の自治体として第二次モデル事業の実施漏れがないよう、調整をお願いします。

（２）要介護認定関連システムの変更について

現行の認定支援ネットワークシステムについては、平成１７年度中に新たな認定支援ネットワークシステム（以下「新認定ネット」という。）への移行を行うこととしているが、新認定ネットのインターフェース等の仕様（案）については９月を目処に提示する予定である。（別紙２）

なお、新認定ネットの使用環境におけるＯＳ（オペレーティングシステム）としては WindowsNT4.0 を対象としない予定であるのでご留意いただきたい。（ただし、第二次モデル事業用ソフトは WindowsNT4.0 に対応する予定）

（３）新制度施行時における要介護認定の取扱いについて

現行の要介護認定及び要支援認定については、新規申請、更新申請、区分変更申請（要介護認定のみ）を規定しているが、改正介護保険法の施行および新予防給付の適用に当たり、要介護認定の移行が円滑に実施できるよう、新予防給付の適用日前後における新旧の要介護認定基準の適用の取扱いについて、申請区分別の取扱いを含めて、整理（別紙３）したので、今後の制度施行準備の参考としていただきたい。なお、この原案については、各自治体からの意見を踏まえ、今後見直す可能性があるもので、ご了解いただきたい。

（４）住所地の異動に伴う要介護認定者の取扱いについて

要介護認定・要支援認定を受けている被保険者が他の市町村に異動した場合に、転入先において改めて要介護認定を行う際、介護保険法第３６条の規定に基づき認定事務一定の簡素化が認められている。

改正介護保険法の施行に伴い、新予防給付を施行する市町村と、新予防給付を施行しない市町村の間で住所地の異動があった場合に、この法第３６条の規定に基づく要介護認定を行う際、転出元が交付した受給資格証明書に記載されている要介護状態区分を転入先において適用している要介護状態区分とみなす必要があることから、その取扱いの原案を（別紙４）にまとめたので、今後の制度施行準備の参考としていただきたい。なお、この原案については、各自治体からの意見を踏まえ、今後見直す可能性があるもので、ご了解いただきたい。

要介護認定モデル事業（第二次）について（概要）（案）

1 目的

要介護認定モデル事業（第二次）は、平成18年4月からの要介護認定及び要支援認定（以下、「要介護認定等」という。）の円滑な導入を行う観点から、一次判定ソフト（改訂案）に基づく要介護認定等について、その適正な実施についての検証等を行い、今後の要介護認定等に係る事務に反映させることにより、介護保険制度の円滑な推進に資することを目的とする。

2 内容

対象 11月のうち任意の連続する1週間（申請受付の実施の有無にかかわらず、土・日曜日を含む）内に要介護認定等の申請をされた方のうち、本事業の説明を受け、本事業への参加を同意された方。

方法 ・認定調査の実施（現行の調査項目、新たに追加された調査項目）
・主治医意見書（改訂案）記載の依頼及び入手
・介護認定審査会での審査判定（新予防給付対象者の選定を含む）
・アンケートの実施

3 実施予定市町村

全市町村（特別区、一部事務組合、広域連合を含む）

4 実施期間

平成17年11月～12月

5 本事業への補助

本事業は、「要介護認定モデル事業」(介護保険事業費補助金)により、実施する。

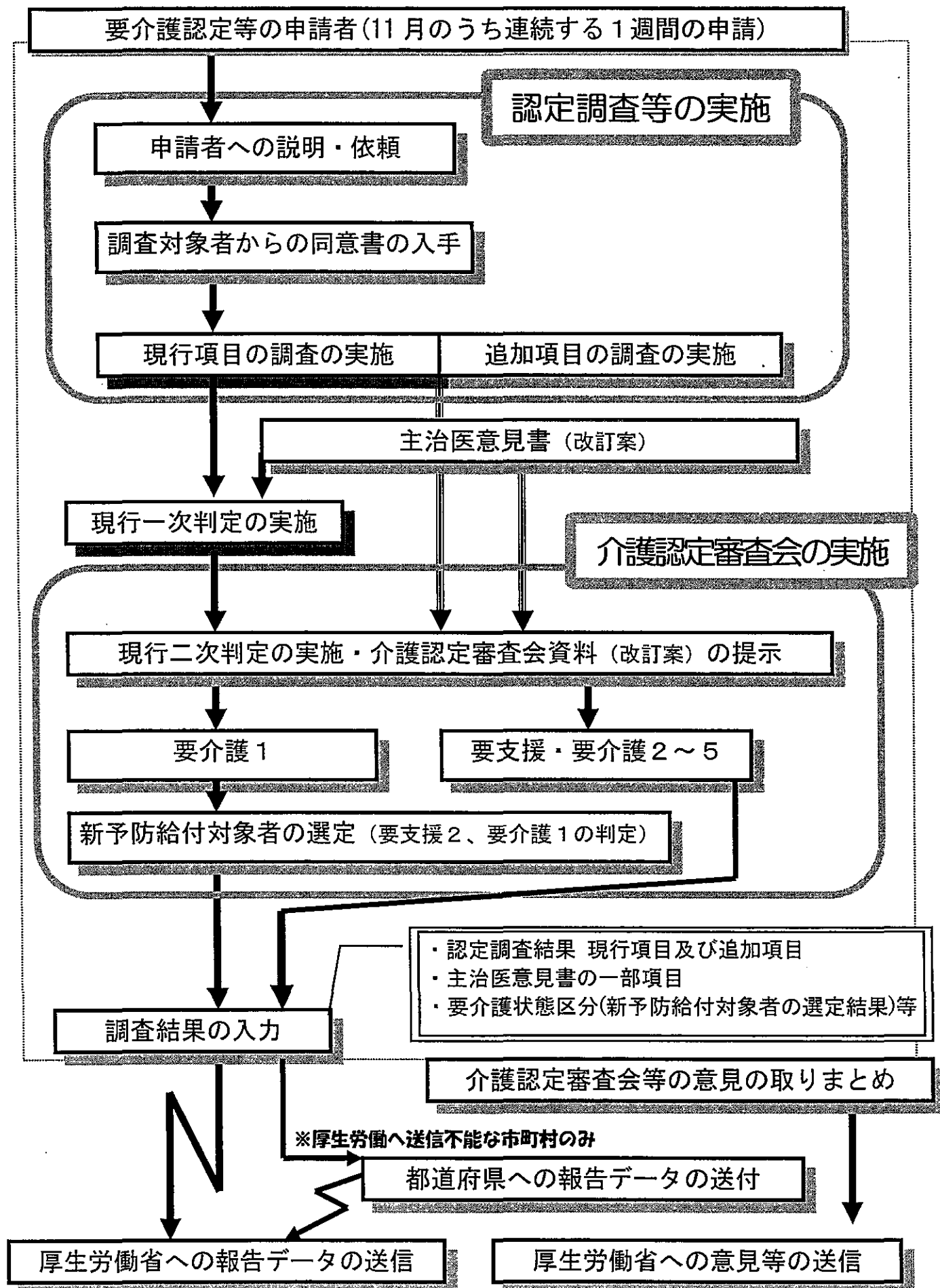
基準額：厚生労働大臣が必要と認めた額（予定）

補助率： 国 1／2， 都道府県・市町村 1／2

6 対象経費（予定）

要介護認定モデル事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

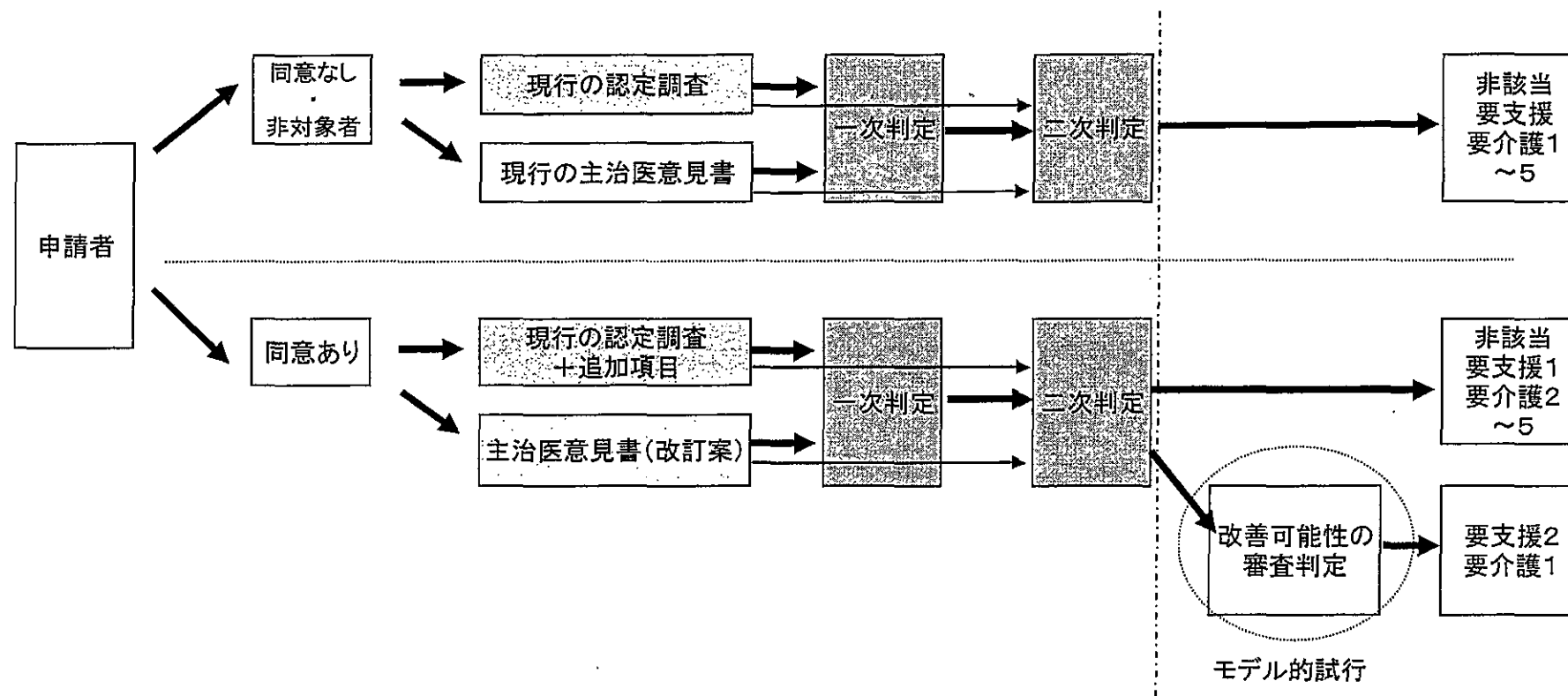
平成17年度要介護認定モデル事業（第二次）の流れ（案）



要介護認定モデル事業（第二次）のスケジュール（案）

	厚生労働省	都道府県	市町村	対象者
平成17年 9月	○モデル事業（第二次） の手引き（暫定版）配布	○モデル事業（第二次） の手引き（暫定版）送付	○事業準備	
	○都道府県向けモデル 事業（第二次）説明会	○市町村向けモデル事 業（第二次）説明会		
10月	○モデル事業（第二次） の手引き（完成版）等 必要書類配布	○モデル事業（第二次） の手引き（完成版）等 必要書類送付		
	○モデル事業（第二次） 用ソフト配布			
		○都道府県・市町村から地区医師会（協力依頼）・認定調査 員・介護認定審査会委員等への説明会		
11月	調査報告 データ 受付期間 11月中旬 ～ 12月28日		11月のうち連続する1週間 （土・日も含む）	
			○上記期間中の申請者の一部を対象	申請
			○調査対象者への説明・依 頼と同意書入手	同意書 記入
			認定調査 現行調査項目及び追加調査項目 主治医意見書（改訂案） 別途指定する様式	認定調査実施
			一次判定の実施	
			介護認定審査会 ※二次判定の結果、要介護1の者に 対し、改善可能性に係る審 査判定を試行的に行う	
12月		※		
		○送信不能の市町村から送 付された事業報告データ の取りまとめ	○事業報告データの入力 ○事業報告データを厚生労働省 へ認定支援ネットワークで送信	
		○事業報告データを厚生労働省へ認定支援ネットワークで送信	※送信不能の市町村： 報告データを都道府県へ送付	
			○アンケートの送信	

平成17年度要介護認定モデル事業(第二次)実施の流れ (案)



認定支援ネットワークシステム変更概要（案）

介護保険制度改定に伴う認定支援ネットワークシステムの主な変更概要を以下に示します。
 なお、変更概要は現時点での予定であり、今後、細部に変更等が起こり得ることに御留意ください。

1. スケジュール概要

9月頃予定	インタフェース等仕様（案）の公開
10月頃予定	モデル事業（第二次）ソフトの配布
11月頃予定	インタフェース等仕様の公開
12月頃予定	テスト版ソフトの配布
2006年2月頃予定	正式版の配布
2006年6月末終了	認定ソフト2002による認定支援センタ送信

※2006年6月までは、認定ソフト2002と新認定ソフトの並行運用が可能ですが、7月以降は認定ソフト2002による認定支援センタ送信はできなくなります。

2. 制度改定に係るシステムの主な変更点

画面・帳票・外部インタフェース等が変更になります。

○新予防給付に係る審査判定

- ・要介護度に「要支援2」を追加
- ・認定調査項目に高齢者の生活機能評価の3項目を追加
 - ・日中の生活
 - ・外出頻度
 - ・家族・居住環境、社会参加の状況などの変化
- ・主治医意見書に認知症高齢者の日常生活自立度の項目を追加
- ・審査会資料に認知機能・廃用の程度の評価結果を追加
 - ・「認知症高齢者の日常生活自立度」の蓋然性評価
 - ・認知機能・廃用の程度から推定される給付区分
- ・介護の手間に係る現行の要介護認定の審査判定は変更ありません

○予防給付サービス・地域密着型サービスの追加

※新予防給付の施行の経過措置

- ・新予防給付は、原則、平成18年4月に施行しますが、平成19年度末までの2年間の間で、施行可能とする経過措置があります。
- ・ただし、平成18年4月以降は、基本的に新認定ソフトを使用していただくこととなります。

3. 認定ソフトの構成

○認定2002と同様に、以下の形態（3種類）の認定ソフトを提供します。

- ・認定ソフト（総合型）
 - ・スタンドアローンまたはクライアント／サーバで使用可能
- ・認定ソフト（送信型）
- ・認定ソフト（組込型）
 - ・[認知機能や認定調査追加項目の評価機能（指標ロジック）]の組み込み関数を追加

4. システムの使用環境

4-1. 総合型／送信型

○OS(オペレーティングシステム)

- ・Windows 2000 (SP4 以上)
- ・Windows XP Professional (SP2 以上)
(Windows XP Professional x64 Editionは対象外です。)

※Windows NT 4.0は対象外となります。

○ハードディスク空き容量

- ・新認定ソフトをインストールするには200MB以上のディスク容量が必要です。
- ・それ以外にデータを保存するための容量が必要となります。

○推奨メモリ

OS	単独利用時	認定ソフト 2002 と同居
Windows 2000	256MB 以上	384MB 以上
Windows XP	512MB 以上	512MB 以上

○フロッピーディスクドライブ(3.5 インチ 1.44MB)

○CD-ROM ドライブ

○ディスプレイ解像度：1024×768 ピクセル

4-2. クライアント/サーバ型で利用する場合のサーバ

○OS(オペレーティングシステム)

- ・ Windows 2000 (SP4 以上)
- ・ Windows 2003 Server [新認定ソフトから追加]
(Windows 2003 Server x64 Edition は対象外です。)

○データベース

- ・ Microsoft SQL Server 2000 Standard Edition
(Microsoft SQL Server 2005 は対象外です。)

4-3. 認定支援ネットワーク

- 現行と同様の認定支援ネットワークが使用できます。従って、現行の ISDN 回線、ネットワーク接続機器 (DSU、TA 等)、ネットワーク ID 等をそのまま使用することが可能です。
- 現行と同様、報告用の認定情報を作成するパソコンには、ハードキー (原則 1 市町村 1 個) が必要です。基本的には、現在配布されているハードキーをそのまま使用できます。
- ネットワーク設定用フロッピーディスクは、新認定ソフト用に再配布します。
- 認定支援ネットワーク掲示板は、基本的に現行と同様の情報を提供します。

5. 移行方法

- 認定ソフト 2002 にて蓄積された認定等情報や各種基本情報を新認定ソフトにおいても利用可能とする移行ツールを提供する予定です。

認定ソフト 2002 が稼動しているパソコンであれば、新認定ソフトを使用することができます。(ただし、Windows NT 4.0 は対象外です。また、「4. システムの使用環境」に示す OS 毎のサービスパック適用条件を確認の上、適宜適用が必要です。)

従って、現行のパソコンに、新認定ソフトを稼動させるために必要な資源 (ハードディスクの容量等) があれば、基本的に以下の対応を行うだけで新認定ソフトを使用することができます。

- ・ パソコンに新認定ソフトを導入し、初期設定を行う。
- ・ 必要に応じて認定ソフト 2002 からデータを移行する。

新制度施行時における要介護認定等の取扱いについて（案）

1. 基本的考え方

- 現行の要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）については、新規申請、更新申請、区分変更申請（要介護認定のみ）が規定されているところである。
- 新法の施行により、要介護認定等の審査判定基準（以下「認定基準」という。）が改正されることから、新予防給付の適用日（以下「適用日」という。）前後を通じて、要介護認定が円滑に執り行われるよう、申請区分別の取扱いを含め、適用日前後における新旧の認定基準の適用の取扱いについて整理したものである。

※ 適用日

- 平成18年4月までに地域包括支援センターの体制が整った市町村
適用日＝平成18年4月1日（改正法施行日）
- 平成18年4月までに地域包括支援センターの体制が整わない市町村
適用日＝平成19年度末までの2年間の間で、条例で定める日

2. 認定申請に係る取扱い（案）

（1）新規申請

- ① 要介護認定、要支援認定の新規申請の取扱いについては、以下のとおりとする。〔参考資料 例1）～2）参照〕

【申請日が適用日の前日までの場合】

→現行の要介護認定を実施。

【申請日が適用日以降の場合（適用日当日を含む）】

→新たな要介護認定を実施。

（例）適用日が4月1日の場合

3月31日までの申請→現行の要介護認定等

4月1日以降の申請→新たな要介護認定等

- ② 現に要支援認定を受けている者が、要介護認定を新規申請した場合、申請日が施行日の前日以前の場合は、当該要支援認定の有効期間の満了日にかかわらず、現行の要介護認定を実施する。〔参考資料 例3〕参照〕
- ③ 現に要支援認定を受けている者は、改正法施行日以降は「みなし要介護者」としての取扱いを受けるため、施行日以降（施行日当日を含む）に要介護状態に変化を認める場合には「区分変更申請」を提出する。その際の取扱いは「（3）区分変更」の取扱いと同様とする。

（例）現に要支援認定を受けている者
3月31日までの申請
→現行の要介護認定
4月1日以降の申請
→区分変更申請の取扱いとする。

- ④ 現に要支援認定を受けている者が改正法施行日（平成18年4月1日）の60日前以降（60日前当日も含む）から改正法施行日の前日までに新規要介護認定を申請した場合であっても、現行の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第35条第4項（参照条文）のみなし規定（※）については、適用しない。

※ 現に要支援認定を受けている者が有効期間の満了日の60日以内から満了日までに新規要介護認定申請を行い、「要支援」と判定された場合には、要支援更新申請があったものとみなして、要支援更新認定を行うこととする。

（例）要支援認定を受けている者が有効期間の満了日の60日前以降に、要介護認定を新規申請した場合。

（i）1月30日以前の申請 〔参考資料 例4〕参照〕

（例：有効期間の満了日が2月28日の要支援者が1月15日に申請した場合など）
→現行の要介護認定を実施。「要支援」と認められる場合はみなし更新とし、要支援認定を行う。（通常の更新申請と同様の有効期間を新たに決定）

（ii）1月31日から3月31日までの間の申請 〔参考資料 例5〕参照〕

（例：有効期間の満了日が3月31日の要支援者が2月10日に申請した場合など）
→現行の要介護認定を実施。「要支援」と認められる場合においても、更新とはみなさず却下とする。（有効期間の満了日は現に受けている要支援認定の有効期間の満了日まで）

（iii）4月1日以降の申請

（例：有効期間の満了日が5月31日の要支援者が4月10日に申請した場合など）
→改正介護保険法施行日以降は「みなし要介護者」としての取扱いとなるため、区分変更申請と同様の取扱いとする。

(2) 更新申請

- 要介護認定、要支援認定の更新申請の取扱いについては、以下のとおりとする。〔参考資料 例6)～8) 参照〕

【有効期間の満了日の翌日が適用日の前日以前の場合】

→現行の要介護認定を実施。

【有効期間の満了日の翌日が適用日以降の場合（適用日当日を含む）】

→新たな要介護認定を実施。

(例) 適用日が4月1日の場合

有効期間の満了日が2月28日以前の者→現行の要介護認定等
有効期間の満了日が3月31日以降の者→新たな要介護認定等

※ 更新申請による要介護認定等の処分が有効期間の満了日の翌日より効力を生ずるため、満了日の翌日を基準とした。

※ この取扱いにより、最も早い場合、平成18年2月より新たな要介護認定を実施することとなるが、新たな認定ソフトについては平成17年12月中にテスト版を配布し、平成18年の2月に正式版を配布する予定。

(3) 区分変更

- ① 区分変更申請の取扱いについては、以下のとおりとする。
〔参考資料 例9)～10) 参照〕

【申請日が適用日の前日までの場合】

→現在受けている要介護認定の有効期間の満了日にかかわらず、現行の要介護認定を実施。

【申請日が適用日以降の場合（適用日当日を含む）】

→新たな要介護認定を実施。

(例) 適用日が4月1日の場合

3月31日までの申請→現行の要介護認定
4月1日以降の申請→新たな要介護認定

- ② 現に要介護認定を受けている者が適用日の60日前以降（60日前当日も含む）から適用日の前日までに区分変更申請した場合、現行の介護保険法施行規則第42条第4項（参照条文）のみなし規定（※）については適用しない。

※現に要介護認定を受けている者が有効期間の満了日の60日以内から満了日までに区分変更申請を行い、要介護状態区分に変化がないと判定された場合には、要介護更新申請があつたものとみなして、要支援介護認定を行うこととする。

（例）適用日を4月1日とし、現に要介護認定を受けている者が有効期間の満了日の60日前以降に、区分変更申請した場合。

（i）1月30日以前の申請　〔参考資料 例11）参照〕

（例：有効期間の満了日が2月28日の要介護者が1月15日に申請した場合など）

→現行の要介護認定を実施。要介護状態区分に変化がないと認められる場合はみなし更新とし、要介護認定を行う。（通常の更新申請と同様の有効期間を新たに決定）

（ii）1月31日から3月31日までの間の申請　〔参考資料 例12）参照〕

（例：有効期間の満了日が3月31日の要介護者が2月10日に申請した場合など）

→現行の要介護認定を実施。要介護状態区分に変化がないと認められる場合においても、更新とはみなさず却下とする。（有効期間の満了日は現に受けている要介護認定の有効期間の満了日まで）

（iii）4月1日以降の申請　〔参考資料 例13）参照〕

（例：有効期間の満了日が5月31日の要介護者が4月10日に申請した場合など）

→新たな要介護認定を実施。要介護状態区分に変化がないと認められる場合はみなし更新とし、要介護認定を行う。（通常の更新申請と同様の有効期間を新たに決定）

(参照条文)

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

第 35 条第 4 項

市町村は、被保険者が現に受けている要支援認定に係る要支援認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要支援認定有効期間の満了の日までの間において当該被保険者から法第二十七条第一項の規定による要介護認定の申請が行われた場合であって、法第三十五条第一項の規定により通知された認定審査会（法第十五条第一項に規定する認定審査会をいう。以下同じ。）の審査及び判定の結果の通知に基づき法第三十五条第二項の規定により要支援認定を行うときは、当該申請を法第三十三条第二項の規定による要支援更新認定の申請とみなし、要支援更新認定を行うものとする。

第 42 条第 4 項

市町村は、被保険者が現に受けている要介護認定に係る要介護認定有効期間の満了の日の六十日前から当該要介護認定有効期間の満了の日までの間において当該被保険者から法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定の申請が行われた場合であって、同条第二項において準用する法第二十七条第八項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果の通知に基づき要介護状態区分の変更を必要ないものと認めたときは、当該申請を法第二十八条第二項の規定による要介護更新認定の申請とみなし、要介護更新認定を行うものとする。